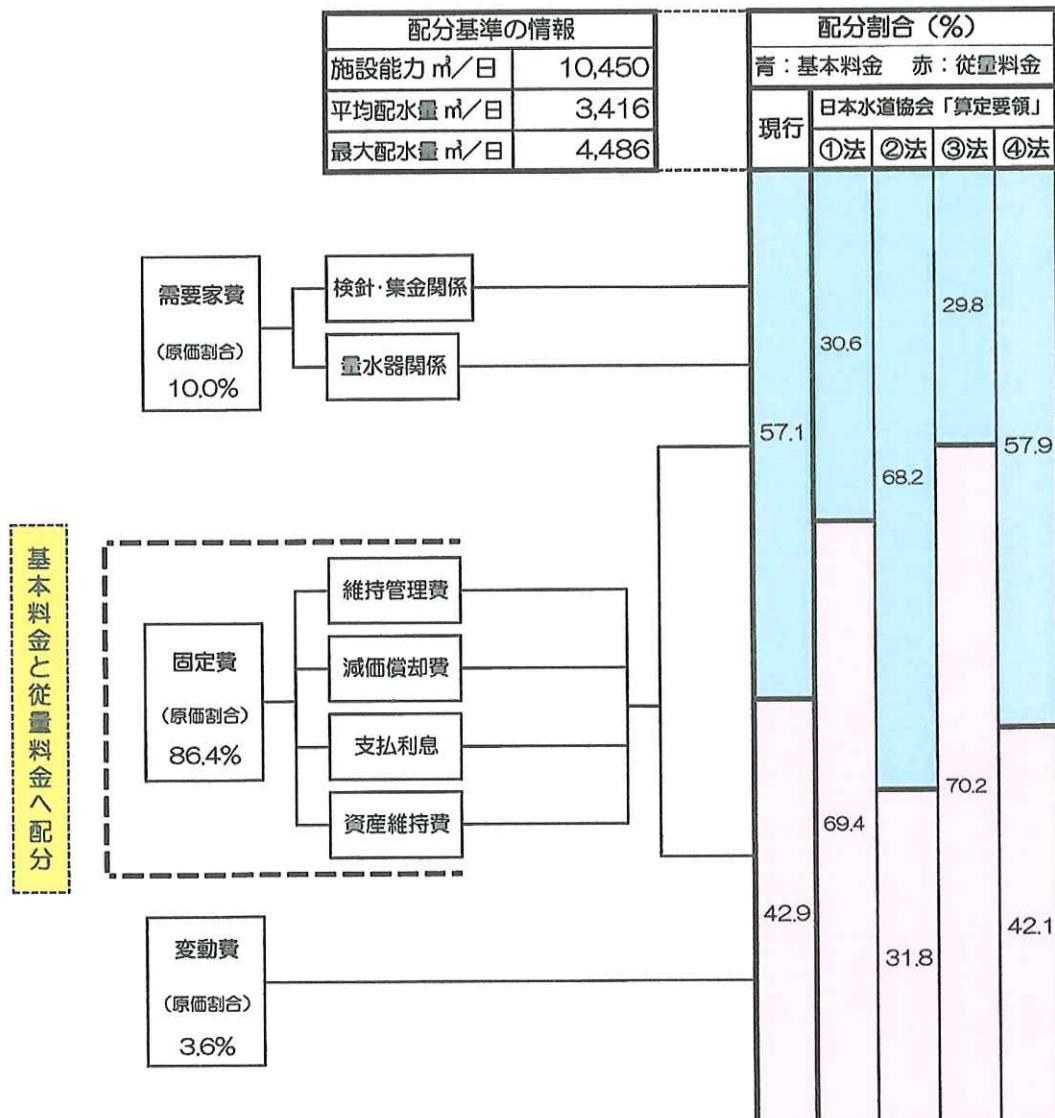


基本料金と従量料金の配分について



水道事業は典型的な装置事業であるため、原価の固定費に占める割合が際だって大きくなる特性があります。このことから、本来は「基本料金」に配分されるべき性質であるものの、算定要領では過度なウエイトが基本料金に集中することのないよう一定の基準が設けられています。

[左表の結果から導かれる当町における配分の方向性]

この度の方向性 → ④法が望ましい。
(現行とほぼ同率)

■主な理由

当町の場合、事業経費の大部分を占める固定費のうち、配給水部門経費を基本料金に求めることが最も理にかなっており、また、現行実績の配分に最も近く、初めて料金の改定に着手する側面からも、劇的な配分変更によって、影響が多岐にわたることも避けられる。

■主な理由に結びつく要素（抜粋）

- 大胆な配分変更（超過料金の割合増）によって、二重の負担が伴う使用者層が発生することなど、住民生活に直接影響する視点から、一定の配慮が必要。（高齢者、子育て世帯等）
- 当町の水道事業の経営状況は、長年の赤字決算によって留保資金を取り崩し続けており、資金に「余裕」が全くないことから、当面は安定的に料金を回収する必要性がある。
- 日本水道協会算定要領には「基本水量」の概念がないため、構造的に「従量料金」のウエイトが大きくなる仕組みと解されることから、「基本水量」を有する場合に配慮が必要と考えられる。

※ 将来を見据えて

水道法第1条（目的）に掲げられる「低廉な水の供給」は「安価な基本料金」に色濃く通ずる理念と捉えられるため、将来的には事業全体の状況と照らしながら、「基本料金」のあり方を再考し、どのような配分がベストであるかを検討していく必要がある。